

# 新型コロナウイルス感染症を疑う主なパターン

2020.6.17現在

パターン	チェック項目 (パターン別に、□が✓される場合に疑う)
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 2週間以内に渡航、または6月18日までの間に<u>東京・神奈川・埼玉・千葉・北海道などの感染が拡大している地域</u>に行っていた</li> <li>□ 2週間以内に<u>クラスター発生地域や緊急事態宣言が発令された地域</u>に行っていた。</li> <li>□ 濃厚接触歴のある者と濃厚接触した               <ul style="list-style-type: none"> <li>→大学の新型コロナウイルス相談窓口( <a href="mailto:corona_soudan@myu.ac.jp">corona_soudan@myu.ac.jp</a> )にメール</li> <li>→原則、<u>自宅待機2週間・体調管理により一層の注意を払う</u></li> <li>※健康チェック・体温測定、極力人との接触を回避、不要不急の外出自粛</li> <li>→<b>濃厚接触歴のある者が新型コロナウイルスとの診断が確定したら②濃厚接触の疑いのある場合のフローへ</b></li> </ul> </li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触歴がある               <ul style="list-style-type: none"> <li>→<b>②濃厚接触の疑いのある場合のフローへ</b></li> </ul> </li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある</li> <li>□ 重症化しやすい方（注）で、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状がある               <ul style="list-style-type: none"> <li>（注）糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</li> </ul> </li> <li>□ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合や解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）や<u>嗅覚・味覚障害を有している</u></li> <li>※上記および、以下のいずれかに該当する項目がある</li> <li>□ 自覚症状の出る2週間以内に渡航、または6月18日までの間に<u>東京・神奈川・埼玉・千葉・北海道などの感染が拡大している地域</u>に行っていた</li> <li>□ 自覚症状の出る2週間以内に<u>クラスター発生地域や緊急事態宣言が発令された地域</u>に行っていた。</li> <li>□ 新型コロナウイルス感染症を疑う者と濃厚接触歴がある</li> <li>□ 濃厚接触歴のある家族と同居している               <ul style="list-style-type: none"> <li>→<b>②濃厚接触を疑う場合のフローへ</b></li> <li>→息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合や発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合や解熱剤を飲み続けなければならない場合、<u>嗅覚・味覚障害を有している</u></li> <li>→<b>①新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合のフローへ</b></li> </ul> </li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う</li> </ul>

## 濃厚接触とは

「罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する」

- ・ 新型コロナウイルス感染が確定した者、または強く疑われる者と同居
- ・ あるいは1メートル以内かつ15分以上の接触（車内・航空機内・飲食店等を含む）があった場合

例えば、新型コロナウイルス感染症が疑われる者と…

マスクを着用することなく、1メートル以内の距離で

- ✓ 長時間の接触（車内、航空機内・飲食店等を含む）があった
- ✓ 向き合って15分以上話した
- ✓ 狭い部屋で換気をせず（密閉）、長時間過ごした（ゼミ、研究指導、打ち合わせ等）
- ✓ 向き合って長時間執務した

## 【ご協力をお願い】

風邪症状（発熱・咳・咽頭痛など）がある場合、大学内での様々な感染症の拡大を防ぐため自宅待機し、体調管理をしてください

# 大学内での学校感染症拡大を防ぐための学生の手続きフロー <新型コロナウイルス感染症（COVID-19）編>

## ①COVID-19に感染した疑いがある場合

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。（基礎疾患のある人は発熱や咳等軽い風邪症状がある）
- ・発熱や咳等軽い風邪症状が4日以上続いている。嗅覚・味覚障害を有している。

・風邪症状（発熱・咳・咽頭痛など）や嗅覚・味覚障害がある場合は、自宅待機してください

【参考】厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000629060.pdf>

- ・登校せずに大学へメール  
 大和C： [gakusei@myu.ac.jp](mailto:gakusei@myu.ac.jp) （学生支援G）  
 太白C： [f-kyoumu@myu.ac.jp](mailto:f-kyoumu@myu.ac.jp) （教務・学生支援G）

指示内容をすぐ報告

学生は相談窓口（★）に電話。  
 指示の下医療機関を受診

★電話相談窓口（コールセンター）  
 （仙台市・宮城県）  
 022-211-3883  
 022-211-2882

医療機関で診察・検査を受ける

陽性

検査結果を大学に報告する  
 COVID-19の治療を受ける

治療 毎日体温測定し、記録しておくこと

- ・医療機関から登校許可をもらう
- ・医療機関で診断書等を記載してもらう

登校

相談窓口から様子観察との指示

様子観察または陰性

医療機関・コールセンターの指示に従う  
 結果を大学に報告する

登校許可あり  
 医療機関等から  
 毎日体温測定し、記録しておくこと

出席停止期間

- ・「COVID-19に関する経過記録」を作成する

登校

- ・相談窓口（保健所）や医療機関を受診したことがわかる書類（診断書・COVID-19に関する経過記録等）・学校感染症罹患届・体温測定記録を事務局窓口へ提出する
- \* 「COVID-19に関する経過記録」、「学校感染症罹患届」、「体温測定記録」は大学ホームページからDL
- ・科目担当教員へ連絡し、自習課題等を確認する
- \*原則として、出席停止中の授業は欠席時間とは見なさないが、登校後、授業担当教員と必ず相談すること

# 大学内での学校感染症拡大を防ぐための学生の手続きフロー ＜新型コロナウイルス感染症（COVID-19）編＞

## ②濃厚接触の疑いがある場合

罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者  
 ・**COVID-19感染が確定した者、または強く疑われる者と同居あるいは1メートル以内かつ15分以上の接触（車内・航空機内・飲食店等を含む）**があった者

### 【参考】

・名古屋大学 新型コロナウイルス感染症対策委員会（2020.3.6付）  
 ・国立感染症研究所 感染症疫学センター 積極的疫学調査実施要領における濃厚接触者の定義変更等に関するQ&A（2020年4月22日）  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9582-2019-ncov-02-qa.html?tmpl=component&print=1&layout=default>

マスクを着用することなく、1メートル以内の距離で

- ・向き合って15分以上話した
- ・向き合って食事をした
- ・狭い部屋で換気をせず（密閉）、長時間一緒に過ごした（ゼミ・研究室・打ち合わせ等を実施など）
- ・向き合って長時間執務した

登校せずに宮城大学 健康支援室（保健室）へ電話相談する  
 大和C：022-377-8221  
 太白C：022-245-1198

指示内容をすぐ報告

学生は相談窓口（★）に電話。指示の下、医療機関を受診

★電話相談窓口（コールセンター）  
 （仙台市・宮城県）  
 022-211-3883  
 022-211-2882

・**風邪症状（発熱・咳・咽頭痛）や嗅覚・味覚障害などがある場合は、自宅待機とし、保健室へ連絡してください**

・**出席日数や症状について不安・心配なときも下記にご相談ください！**

コロナウイルス相談窓口（健康支援室）  
[corona\\_soudan@myu.ac.jp](mailto:corona_soudan@myu.ac.jp)

医療機関で診察・検査を受ける

相談窓口から様子観察との指示

医療機関・コールセンターの指示に従う  
 結果を健康支援室に報告する

様子観察または陰性

陽性

検査結果を健康支援室に報告する  
 COVID-19の治療を受ける

医療機関等から  
 登校許可あり

毎日体温測定し、記録しておくこと

治癒

毎日体温測定し、記録しておくこと

出席停止期間

- ・医療機関から登校許可をもらう
- ・医療機関で診断書等を記載してもらう

「COVID-19に関する経過記録」を作成する

登校

登校

- ・保健所や医療機関を受診したことがわかる書類（診断書・COVID-19に関する経過記録等）・学校感染症罹患届・体温測定記録を事務局窓口へ提出する
- \*「COVID-19に関する経過記録」「学校感染症罹患届」「体温測定記録」は大学ホームページからDL
- ・科目担当教員へ連絡し、自習課題等を確認する
- \*原則として、出席停止中の授業は欠席時間とは見なさないが、登校後、授業担当教員と必ず相談すること（遠隔授業の場合も授業担当教員に必ず相談すること）